

雇児発第0624001号
平成15年6月24日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

母子家庭等就業・自立支援センター事業の実施について

近年の厳しい経済状況の中、母子家庭の母等は、十分な準備のないまま就業することにより、生計を支えるために十分な収入を得ることが困難な状況にある場合が多いことから、就業支援を柱とした母子家庭等に対する総合的な自立支援策を平成15年度から本格的に展開することとしている。その一環として、母子家庭の母等の就業をより効果的に促進するため、就業相談から技能講習、就業情報の提供に至るまでの一貫した就労支援サービスを提供するとともに、地域生活の支援や養育費の取り決めなどの専門相談を実施することとしており、別紙のとおり「母子家庭等就業・自立支援センター事業実施要綱」を定めたので、本事業の適正かつ円滑な運営を図られたく通知する。

なお、本通知の施行に伴い、平成14年6月20日雇児発第0620002号本職通知「母子家庭等就業支援センター・モデル事業の実施について」、平成13年7月5日厚生労働省発雇児第270号厚生労働事務次官通知「母子家庭等自立促進対策事業について」及び平成13年7月5日雇児発第447号本職通知「母子家庭等自立促進対策事業の実施について」は廃止する。

(別紙)

母子家庭等就業・自立支援センター事業実施要綱

1 目的

母子家庭の母及び寡婦（以下、「母子家庭の母等」という。）の自立のため、就業機会の確保は極めて重要であるが、母子家庭の母等の就業情報や経験の不足、雇用する側の理解不足など母子家庭の母等を取り巻く雇用環境は厳しい状況にある。

母子家庭の母等の自立の支援は就業支援のみならず、養育費の確保の推進や地域での生活支援を総合的に講ずる必要があり、母子家庭の母等の生活実態や地域の実情に応じた支援策を講ずることが重要となっている。また、父子家庭に対しても子育てや生活面においては、社会的支援が求められている状況にある。

こうしたことから、個々の母子家庭の母等の家庭の状況、職業適性、就業経験等に応じ、適切な助言を行う就業相談の実施、習熟度に応じ段階的に実施する就業に結びつきやすい就業支援講習、公共職業安定所等職業紹介機関と連携した就業情報の提供など一貫した就業支援サービスを提供するとともに、生活の安定と児童の福祉の増進を図るため、養育費の取り決めなどに関する専門知識を有する相談員等による相談体制の整備や、地域で生活し、継続的生活指導を必要としている母子家庭の母等への支援体制の整備などを総合的に行うことを目的とする。

2 実施主体

実施主体は、都道府県（指定都市及び中核市を含む。以下同じ。）とし、この事業の全部または一部を母子福祉団体、社会福祉協議会、社会福祉法人、NPO法人等に委託することができる。なお、事業の内容に応じて委託先が複数になることも差し支えないこと。

3 対象者

対象者は、原則として母子家庭の母等（ただし、夫の暴力により母と子で家出をしている事例などで婚姻の実態は失われているが、止むを得ない事情により離婚の届出を行っていない者等を含む）とするが、4の(4)の事業については父子家庭の父も対象とする。

4 事業の内容等

(1) 就業支援事業

ア 就業相談

個々の母子家庭の母等の就業相談に応じ、家庭の状況、職業能力の適性、職業訓練の必要性、就業への意欲形成、求人等の情報提供、事業を経営する上の問題

等に対し、適切な助言を行うとともに、管内の市町村に赴き、就業に係る巡回相談を行うものとし、その実施にあたっては、次の事項に留意すること。

- (ア) 就業相談は、母子家庭の母等の就業状況、就業をめぐる法制度、就業支援施策等に関し十分な知識を有し、相談に関し十分な経験を有する者が、就業や事業経営等に関する相談に対して適切な指導・助言を行うこと。
- (イ) 就業相談に際しては、企業の雇用状況、技能訓練講座の開設状況など地域の実情の把握に努め、就業相談を通じて、相談者の意欲や能力、生活状況等に応じた助言を行うこと。また、就業以外の相談についても適宜、関係機関と連携して必要な支援を行うこと。
- (ウ) 就業相談に応じた場合には、その内容・指示事項等を記載した記録を作成しておくこと。
- (エ) 就業相談の内容について、個人のプライバシー等秘密保持に十分に配慮すること。

イ 就業促進活動

地域の企業に対し、母子家庭の母等に対する理解と協力を求める活動を行うとともに、求人開拓を行うなど効果的な就業促進活動を行うこととし、その実施にあたっては、次の事項に留意すること。

- (ア) 地元企業等を中心とした説明会や訪問活動を実施するなど、母子家庭の母等に対する企業等の理解を深めるため、母子家庭の母等の就業、生活実態や支援策など就業・福祉制度について説明を行うとともに、その雇用に関して協力を求めること。
- (イ) 就業促進活動を実施する場合には、地域企業の求人ニーズの把握に努め、企業訪問等により得られた情報については、講習等の講座内容の設定に反映させるとともに、相談関係者等に対し、適宜情報の提供に努めること。
- (ウ) その他地域の実情に応じて就業を促進するための支援活動を行うこと。

ウ 相談関係者の活動支援等

効果的かつきめ細かな支援体制を確保するため、地域の母子家庭等への就業活動を支援する母子自立支援員など相談関係職員に対する情報提供や知識の普及など資質の向上のための研修会の開催、自立困難ケースへの生活支援について関係機関の職員との合同検討会議（以下、「合同会議」という。）の開催、具体的・実践的な就業支援策に関する企画立案や地域の実情に応じた意見・情報交換等を行うためのブロック別合同研修会（以下、「合同研修会」という。）の開催など、相談支援体制の整備等を図るものとし、その実施にあたっては、次の事項に留意すること。

- (ア) 研修会の開催にあたっては、公共職業安定所の協力を得て地域の雇用状況など就業関係の情報を提供するとともに、地元企業やキャリアカウンセラー等の

専門家を活用して実施すること。

- (イ) 相談に応じたケースの中には、就業支援だけでは自立が図れない様々な問題を複合的に抱えており、重層的な支援策を講じる必要があることから、こうしたケースへの対応を強化するため、就業関係、福祉関係、保健・医療関係職員などによる合同会議を必要に応じて開催し、共通理解と効果的な支援策について検討すること。
- (ウ) 合同会議において検討したケースについて、その結果や効果について評価し、事例集を作成するとともに、研修会等で活用すること。
- (エ) 合同研修会は、各ブロック別を実施し、各ブロック内のセンター職員及び母子自立支援員等が参加するものとし、就業支援策に関する地域の実情に応じた事例検討や意見・情報交換等を行い、各センター事業における就業支援策の推進のために活用すること。

(2) 就業支援講習会等事業

母子家庭の母等は、就業経験がない者、専業主婦であった期間が長く再就職に不安がある者、転職希望はあるが仕事と家庭の両立に不安を抱えている者、就業に際して必要な技能の習得やより良い就業に就くためのキャリアアップを望む者、起業するためのノウハウの習得を望む者など様々なニーズが考えられる。そこで、就職準備や離転職、起業家支援に関するセミナー（以下、「セミナー」という。）や地域の実情に応じ、就業に結びつく可能性の高い技能、資格を習得するための就業支援講習会（以下、「講習会」という。）を開催することとし、その実施にあたっては、次の事項に留意すること。

ア セミナーの実施

- (ア) セミナー講師には、母子家庭の母等の就業状況や起業に関して深い見識を有するものを選定すること。
- (イ) セミナーを開催するにあたっては、次の内容を必要に応じて実施すること。
 - a 母子家庭の母等への支援策についての情報提供
 - b 働くことの意義と適性
 - c 就業に向けての生活環境のチェック
 - d 就職、再就職、離転職をとりまく法律、制度
 - e 企業の求める人材
 - f 起業家支援（起業の方法、事業計画、資金計画、労務管理など）
 - g 体験談、意見交換
 - h 就職情報の集め方と見方、求職活動のノウハウ、履歴書の書き方、面接の受け方

イ 講習会の実施

(ア) 講習会の実施にあたっては、技能の習熟度に応じた講習会の段階的な実施や職場体験の実施など、個々の能力に応じた能力開発の機会を提供するため、公共職業能力開発施設や民間の専修学校、各種学校に委託するとともに企業の協力を得るなど、既存の施設等を積極的に活用して実施すること。

(イ) 講習会は、土日に開催するなど母子家庭の母等が利用しやすい日及び時間帯に開催すること。

(ウ) 講習会を受講する者に対して、次により受講旅費を支給できるものとする。

a 受講旅費の内容

受講者の住居と講習会場との間の往復に要する費用（以下、「交通費」という。）及び受講諸費とすること。

b 支給対象者

受講旅費は、講習会受講者のうち、次のいずれにも該当する者に支給すること。

(a) 原則として母子家庭の母等であって、配偶者のない女子となった日の翌日から起算して7年（当該7年の期間内に疾病その他やむを得ない理由により受講申込みをすることができなかつた日がある場合は、当該日数を加算する。）以内に受講申込みをした者であること。

(b) 受講者の前年分の所得税の額（受講者と生計を一にしている者に係る所得税の額を含む。）が、雇用対策法施行規則（昭和41年労働省令第23号）第1条第1項第7号イ（4）により職業安定局長が定める額を超えない者であること。

c 支給額

交通費（経済的かつ合理的と認められる通常の間路及び方法による運賃等の額によるものとし、その額が1,000円を超えるときは、1,000円とすること。ただし、徒歩により通所とした場合に住居と講習会場との距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。）と受講諸費470円との合計額とすること。

ウ 託児サービスの実施

講習会を開催する際には、母子家庭の母等の受講を容易にするため、児童を預かる託児サービスを行うものとし、その実施にあたっては、次の事項に留意して実施すること。

(ア) 託児を行う場合には、利用者の利便性を考慮し、児童数等に応じた施設・設備を有する適切な場所を確保すること。

(イ) あらかじめ利用条件等について定め、利用者への周知を図ること。

(ウ) 児童に対して補食等を提供する場合は、衛生管理等に十分配慮すること。

(エ) 補食等を提供した場合は、利用者に実費負担を求めることができるが、その場合は、その根拠を明確にしておくこと。

(3) 就業情報提供事業

講習会修了者等の求職活動を支援するため、母子家庭等就業支援バンク（以下、「就業支援バンク」という。）を開設し、母子家庭の母等の希望する雇用条件等を登録し、希望に応じた求人情報を登録された母子家庭の母等に適宜提供するとともに、インターネット等を活用した情報提供、電子メール相談、企業等への雇用を促進するための啓発活動などを行うこと。また、その実施にあたっては、次の事項に留意すること。

ア 情報収集、提供にあたっては、公共職業安定所、福祉人材バンク等関係機関と密接な連携を図ること。

イ 就業支援バンクの開設にあたっては、就業相談や講習会等の機会を活用して就業支援バンクについて情報提供を行うこと。

ウ 就業支援バンクに登録の申し出があった場合には、希望する区域、勤務時間等必要な雇用条件、資格、修了した講習内容等の事項について確認しておくこと。

エ 登録者の希望する雇用条件等に適した求人情報を得た場合には、インターネット等の活用による電子メールや郵送による情報提供など、事前に登録者と調整した方法により情報の提供を行うこと。

なお、郵送等に要する実費については、登録者負担とすることができること。

オ 就業に関する情報誌を定期的に発行し、新着情報を登録者に提供すること。

カ 社会保険労務士等労働条件に関する知識を有する者が、インターネットを活用して就業中の母子家庭の母等の労働条件に関する諸問題について相談に応じること。

キ 収集した情報は、地域の母子家庭の母等への就業活動を支援する母子自立支援員やその他相談関係職員にも提供するとともに、講習会の講習科目に反映させるなどの活用を図ること。

ク ポスター、パンフレット等を活用して就業支援バンク等の周知・広報を積極的に行うこと。また、この際、企業等へ母子家庭の母等の雇用を促進するために啓発する内容も盛り込むこと。

ケ インターネットを使用して、情報の提供、相談等を行う場合には、個人情報の管理等に十分留意すること。

コ 財団法人女性労働協会「女性と仕事の未来館ホームページ」において、労働条件等に関する電子メール相談を実施しているので、母子家庭の母等に対し適宜、情報提供を行うこと。

(4) 母子家庭等地域生活支援事業

母子家庭の母等の中には人間関係の形成が不得手であったり、生活習慣、生活意欲、価値意識に問題を抱え、就業を継続することができず転職を繰り返すなど、安定した就業生活を営むことが困難な者があり、地域での生活支援を必要としている。また、児童をひとりで養育していることから、就業支援活動に加えて生活面での支援体制を強化する必要がある。このため、地域の母子生活支援施設等の相談・指導機能を活用して、そのノウハウを活かした相談指導等生活支援を継続的に行うとともに、養育費の取り決めなど生活に密着した問題を解決するための専門家を招いて行う特別相談事業を行うものとする。

さらに、母子家庭等の養育費の確保のため、養育費に関する専門知識を有する相談員を設置し、養育費の取り決めや支払いの履行・強制執行に関する相談・調整や情報提供のほか、母子家庭等への講習会などを実施するものとする。

なお、本事業については、父子家庭に対しても、必要な情報の提供や相談支援を併せて行うものとし、その実施にあたっては、次の事項に留意すること。

ア 母子・父子家庭の職場や家庭を訪問する巡回相談を実施するなど継続的生活支援を行うこと。

イ 相談指導にあたっては、人間関係の形成、親子関係の再構築、経済観念の醸成など適切な相談指導を行うとともに、必要な場合には関係機関や地域組織と連携した支援体制の調整を図ること。

ウ 事業実施にあたっては、地域の母子自立支援員や相談関係者と密接な連携を図って実施すること。

エ 特別相談は、離婚、親権等の問題、消費者金融や悪質商法など法律に関する問題や生活上の諸問題に対応するため専門家の助言を行うものとする。

オ 養育費相談については、養育費に関する相談の他、面接交渉等の問題も含め相談に応じるとともに、離婚後のみならず、離婚前の者も対象として実施するものとし、必要に応じて弁護士等の紹介、家庭裁判所等で母子家庭の母等自らが手続きする際の書類作成支援等を行うこと。

なお、養育費相談の実施にあたっては、適宜、養育費相談支援センターの助言を受ける等、同センターと連携しつつ実施すること。

カ 特に父子家庭については、父子家庭になった直後の生活に支援を必要としている場合が多いことから、子育て、生活相談や必要な制度の活用方法など情報提供を行うこと。

5 関係機関との連携等

都道府県は、この事業を実施するにあたっては、母子家庭の母等に対し、本事業の趣旨の周知徹底を図るとともに、公共職業安定所、福祉人材バンク、児童相談所、市

町村、福祉事務所、養育費相談支援センター、民生委員・児童委員、母子生活支援施設、母子自立支援員、その他の福祉・就業関係機関との連携に努めるものとする。

6 国の補助

国は、都道府県が実施する事業について、別に定めるところにより補助するものとする。